

改正

昭和55年9月25日規則第29号
昭和57年12月27日規則第61号
昭和58年3月24日規則第6号
平成元年3月31日規則第35号
平成5年3月31日規則第48号
平成6年3月30日規則第6号
平成6年5月2日規則第26号
平成7年4月20日規則第21号
平成9年3月27日規則第11号
平成12年3月30日規則第18号
平成13年6月28日規則第39号
平成13年10月30日規則第46号
平成17年3月18日規則第6号
平成18年4月11日規則第49号
平成20年4月18日規則第60号
平成20年12月26日規則第86号
平成24年12月28日規則第57号
平成25年12月27日規則第103号
平成29年3月30日規則第13号
平成29年12月27日規則第50号
令和○年○月○日規則第○号

八戸市中央卸売市場条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 市場関係業者

第1節 卸売業者（第5条—第17条）

第2節 仲卸業者（第18条—第26条）

第3節 売買参加者（第27条—第30条）

第4節 関連事業者（第31条—第36条）

第5節 補則（第37条・第38条）

第3章 売買取引及び決済の方法（第39条—第75条）

第4章 卸売の業務に関する品質管理（第76条）

第5章 市場施設の使用（第77条—第89条）

第6章 監督（第90条）

第7章 雑則（第91条—第96条）

附則

第1章 総則

（この規則の趣旨）

第1条 この規則は、八戸市中央卸売市場条例（昭和52年八戸市条例第38号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（取扱品目）

第2条 条例第3条第1項に規定する規則で定める食料品は、鳥卵、びんづめ、かんづめ及び調理済冷凍食品とする。

2 市場の取扱品目に属するかどうかについて疑義がある場合は、市長がこれを決定する。

（臨時の休業又は営業）

第3条 卸売業者、仲卸業者又は関連事業者は、市場の開場日に臨時に休業し、又は休日に臨時に営業しようとするときは、あらかじめ臨時営業（休業）承認（申請）書（別記第1号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（販売開始時刻等）

第4条 条例第5条第2項の規定により規則で定める卸売業者の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、次の表に定めるとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

部類	販売開始時刻	販売終了時刻
青果部	午前6時	午後3時
花き部	午前8時	午後3時

2 前項の販売開始時刻は、電鈴又は振鈴をもって知らせる。

第2章 市場関係業者

第1節 卸売業者

(誓約書の提出)

第5条 卸売業者は、卸売の業務の許可を受けたときは、速やかに誓約書（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(保証金の額)

第6条 条例第9条第1項に規定する規則で定める保証金の額は、次の表の左欄に掲げる取扱品目の部類ごとに、同表の中欄に掲げる当該事業年度の開始日前1年間の卸売金額（卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第15条第1項の許可を受けて新たに業務を開始しようとする卸売業者については、業務開始後1年間の卸売予定金額）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

部類	卸売金額	保証金の額
青果部	50億円未満	200万円
	50億円以上75億円未満	300万円
	75億円以上100億円未満	400万円
	100億円以上150億円未満	600万円
	150億円以上200億円未満	800万円
	200億円以上	1,000万円
花き部	30億円未満	120万円
	30億円以上50億円未満	200万円
	50億円以上	300万円

(保証金に充てることができる有価証券の価格)

第7条 条例第9条第3項に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 条例第9条第3項第1号に掲げる有価証券 額面金額に相当する額
- (2) 条例第9条第3項第2号に掲げる有価証券 額面金額（割引債券については、その発行価格）の100分の90に相当する額

(せり人の登録申請)

第8条 卸売業者は、条例第13条第2項の規定により、せり人の登録を受けようとするときは、せり人登録申請書（別記第3号様式）に、登録を受けようとするせり人に係る次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 住民票の写し
- (3) 市町村長の発行する身分証明書
- (4) 写真2枚
- (5) その他市長が必要と認める書類
(せり人登録簿等)

第9条 条例第13条第3項に規定するせり人登録簿は、別記第4号様式によるものとする。

2 条例第13条第3項に規定する規則で定める登録証は別記第5号様式とし、せり人記章は別記第6号様式とする。

(せり人の試験)

第10条 条例第13条第5項に規定するせり人の試験は、次の各号に掲げる事項について筆記又は口述の方法により行うものとする。

- (1) 中央卸売市場に関する法令及び条例等に関すること。
- (2) せり人の業務を遂行するために必要な実務上の知識に関すること。
- (3) その他一般社会常識に関すること。

(せり人の登録の更新)

第11条 卸売業者は、条例第14条第2項の規定により、せり人の登録の更新を受けようとするときは、せり人登録更新申請書（別記第7号様式）に、登録の更新を受けようとするせり人に係る次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 市町村長の発行する身分証明書
- (3) 写真2枚
- (4) その他市長が必要と認める書類

(せり人の登録証の再交付等)

第12条 卸売業者は、せり人が登録証又はせり人記章を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を市長に届け出て再交付を受けなければならない。この場合において、当該卸売業者は、その実費を負担しなければならない。

2 卸売業者は、条例第16条の規定によりせり人の登録を消除されたときは、直ちに登録証及

びせり人記章を市長に返還しなければならない。

(記章等の着用)

第13条 卸売業者は、その業務を執行する役員及び従業員に、市場内においては常に一定の記章及び帽子を着用させなければならない。

2 卸売業者は、前項の記章及び帽子を定めたとき、又は変更したときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(せり売以外の方法による販売担当者)

第14条 卸売業者は、せり売以外の方法で物品を卸売しようとするときは、その販売の業務に従事させる者の氏名、所属する部署及び主要な取扱品目を記載した書面を作成し、当該者をその業務に従事させている間、これを保管しておかななければならない。当該書面の内容を変更した場合も、同様とする。

2 前項の業務に従事する者は、当該業務に従事するときは、その氏名を仲卸業者及び売買参加者に明示しなければならない。

(報告書等の提出)

第15条 卸売業者は、法の規定による書類を農林水産大臣に提出するときは、その写しを市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、毎月末日現在において作成した次の各号に掲げる書類を翌月の10日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 月間売上高報告書
- (2) 産地別、品目別日計表
- (3) 残高試算表

(卸売業者の届出事項)

第16条 卸売業者又はその清算人は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 卸売業者が解散したとき。
- (2) 定款の変更その他総会の決議があったとき。
- (3) 卸売業者(その業務を執行する役員を含む。)又はせり人が犯罪容疑のため起訴されたとき、若しくはその業務に関して訴訟の当事者となったとき、若しくはその判決があったとき、又は破産手続開始の決定を受けたとき。
- (4) 条例第55条第3項の規定により仲卸業者又は売買参加者の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をしたとき。

- (5) 仲卸業者又は売買参加者が条例第55条第3項の規定による保管の費用又は同条第4項の規定による卸売価格の差額の支払をしないとき。
- (6) 仲卸業者又は売買参加者が買受代金の支払をしないとき。
- (7) せり人を解雇したとき、又はせり人が死亡したとき。
- (8) せり人が条例第13条第4項第4号に該当することとなったとき。

(使用帳簿等)

第17条 卸売業者は、その業務に関して使用する主要な帳簿、伝票等の様式を定め、又は変更し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の帳簿、伝票等の様式の改正について指示することができる。

第2節 仲卸業者

(仲卸業務の許可申請)

第18条 条例第20条第3項の規定により仲卸業務の許可を受けようとする者は、仲卸業務許可申請書（別記第9号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 申請者が法人である場合

- ア 定款又は規約
- イ 登記簿謄本
- ウ 貸借対照表及び損益計算書
- エ 代表者及び役員の履歴書、住民票の写し、市町村長の発行する身分証明書及び写真
- オ 事業計画書
- カ 役員名簿及び株主名簿
- キ 事業実績書
- ク 市町村税納税証明書
- ケ 法人税納税証明書
- コ その他市長が必要と認める書類

(2) 申請者が個人である場合

- ア 資産調書
- イ 履歴書、住民票の写し、市町村長の発行する身分証明書及び写真
- ウ 事業計画書
- エ その他市長が必要と認める書類

(許可証の交付)

第19条 市長は、前条の申請書を受理した場合において、仲卸業務を許可したときは、当該申請者に仲卸業務許可証（別記第10号様式）を交付する。

（仲卸業者章の交付等）

第20条 市長は、仲卸業者が保証金を預託したときは、当該仲卸業者に対し、仲卸業者章（別記第11号様式）を交付する。

2 仲卸業者は、卸売業者が行う卸売に参加するときは、仲卸業者章を着用しなければならない。

3 仲卸業者は、その資格を失ったときは、速やかに仲卸業者章を市長に返還しなければならない。

4 仲卸業者は、仲卸業者章を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を市長に届け出て再交付を受けなければならない。この場合において、当該仲卸業者は、その実費を負担しなければならない。

（事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請）

第21条 条例第24条第3項の規定による認可を受けようとする者は、事業の譲渡し及び譲受けに係る申請にあっては仲卸業者事業譲渡し及び譲受け認可（申請）書（別記第12号様式）を、仲卸業者たる法人の合併又は分割に係る申請にあっては仲卸業者合併・分割認可（申請）書（別記第13号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の認可申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（1） 第18条に掲げる書類

（2） 事業の譲渡し及び譲受けの契約書の写し又は合併若しくは分割の契約書の写し

（相続の認可申請）

第22条 条例第25条第4項の規定により仲卸業務の相続の認可を受けようとする者は、仲卸業務相続認可（申請）書（別記第14号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1） 第18条第2号に掲げる書類

（2） 被相続人との続柄を証する書面

（3） 他の相続人の存在又は不存在を証する書類

（4） 相続人が2人以上ある場合においては、申請者が仲卸しの業務を営むことに対する申請者以外の相続人の同意書の写し

第23条 削除

（事業報告書等の提出）

第24条 条例第28条の規定により仲卸業者が提出する事業報告書は、仲卸業者事業報告書（別記第17号様式）によるものとする。

2 仲卸業者が法人である場合にあっては、前項の事業報告書に総会の議事録を添付しなければならない。

3 仲卸業者は、月間売上高報告書（別記第18号様式）を翌月の10日までに市長に提出しなければならない。

（不適格事実の生じた場合の届出）

第25条 仲卸業者は、条例第20条第4項第1号、第2号、第5号又は第6号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（準用規定）

第26条 第5条及び第7条の規定は、仲卸業者について準用する。

第3節 売買参加者

（売買参加者の承認申請）

第27条 条例第30条第3項の規定により売買参加者の承認を受けようとする者は、売買参加者承認申請書（別記第19号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）申請者が法人である場合

- ア 定款又は規約
- イ 登記簿謄本
- ウ 貸借対照表及び損益計算書
- エ 代表者の履歴書及び市町村長の発行する身分証明書
- オ 常時売買に参加する者の履歴書、住民票の写し及び写真
- カ 事業実績書
- キ 市町村税納税証明書
- ク 法人税納税証明書
- ケ その他市長が必要と認める書類

（2）申請者が個人である場合

- ア 資産調書
- イ 履歴書、住民票の写し、市町村長の発行する身分証明書及び写真
- ウ 事業実績書
- エ 市町村税納税証明書

オ その他市長が必要と認める書類

(承認証及び記章の交付)

第28条 市長は、前条の申請書を受理した場合において、売買参加者を承認したときは、当該申請者に売買参加者承認証（別記第20号様式）及び売買参加者章（別記第21号様式）を交付する。

2 売買参加者は、卸売業者が行う卸売に参加するときは、売買参加者章を着用しなければならない。

(不適格事実の生じた場合の届出)

第29条 売買参加者は、条例第30条第4項第1号又は第3号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(準用規定)

第30条 第5条並びに第20条第3項及び第4項の規定は、売買参加者について準用する。

第4節 関連事業者

(関連事業の業種)

第31条 条例第34条に規定する第1種関連事業及び第2種関連事業の業種は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第1種関連事業

ア 市長が定める食料品卸売業

イ 包装資材卸売業

ウ 日用品、雑貨等卸売業

エ 花き資材等卸売業

オ その他市場の機能の充実に資するため市長が必要と認めるもの

(2) 第2種関連事業

ア 飲食業

イ 理容業

ウ 金融業

エ その他市場の利用者に便益を提供するため市長が必要と認めるもの

(関連事業者の許可申請)

第32条 条例第35条第2項の規定により関連事業者の許可を受けようとする者は、関連事業者許可申請書（別記第22号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合
 - ア 定款又は規約
 - イ 登記簿謄本
 - ウ 代表者の履歴書、住民票の写し、市町村長の発行する身分証明書及び写真
 - エ 最近2年間の事業実績（申請対象業種に限る。）
 - オ 役員名簿及び株主名簿
 - カ 貸借対照表及び損益計算書
 - キ 事業のため許認可を必要とする業種は、その証明書
 - ク 市町村税納税証明書
 - ケ 法人税納税証明書
 - コ その他市長が必要と認める書類
 - (2) 申請者が個人である場合
 - ア 資産調書
 - イ 履歴書、住民票の写し、市町村長の発行する身分証明書及び写真
 - ウ 最近2年間の事業実績（申請対象業種に限る。）
 - エ 市町村税納税証明書
 - オ その他市長が必要と認める書類
- (許可証の交付)

第33条 市長は前条の申請書を受理した場合において、関連事業者の許可をしたときは、当該申請者に関連事業者許可証（別記第23号様式）を交付する。

(事業報告書の提出)

第34条 条例第41条において準用する条例第28条の規定により関連事業者が提出する事業報告書は、関連事業者事業報告書（別記第24号様式）によるものとする。

(不適格事実の生じた場合の届出)

第35条 関連事業の許可を受けた者は、条例第36条第1号又は第2号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(準用規定)

第36条 第5条及び第7条の規定は、関連事業者について準用する。

2 第24条第3項の規定は、第1種関連事業の許可を受けた者について準用する。

第5節 補則

(補助者の承認申請)

第37条 仲卸業者又は売買参加者は、補助者（仲卸業者又は売買参加者の使用人（法人である場合は、その役員を含む。）で、卸売業者の行う卸売に参加する者をいう。以下同じ。）を使用しようとするときは、補助者承認（申請）書（別記第25号様式）に、承認を受けようとする補助者に係る次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1） 履歴書及び写真
- （2） 住民票の写し
- （3） 市町村長の発行する身分証明書
- （4） その他市長が必要と認める書類
（補助者章の交付等）

第38条 市長は、前条の申請書を受理した場合において、補助者を承認したときは、当該申請者に仲卸補助者章（別記第26号様式）又は売買参加補助者章（別記第27号様式）を交付する。

- 2 補助者は、卸売業者が行う卸売に参加するときは、補助者章を着用しなければならない。
- 3 補助者は、当該補助者を使用する仲卸業者若しくは売買参加者がその資格を失ったとき、又は卸売業者が行う卸売に参加しないこととなったときは、速やかに補助者章を市長に返還しなければならない。
- 4 仲卸業者又は売買参加者は、その使用する補助者が補助者章を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を市長に届け出て再交付を受けなければならない。この場合において、当該仲卸業者又は売買参加者は、その実費を負担しなければならない。

第3章 売買取引及び決済の方法

（受託物品の即日販売）

第39条 卸売業者は、当日の販売開始時刻までに受領した受託物品は、その日のうちに上場して販売しなければならない。ただし、委託者の指示があったとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（上場の順位）

第40条 物品の上場順位は、市場到着順とする。ただし、受託契約約款に特別の定めがある場合は、この限りでない。

- 2 同一品目に属する物品については、受託物品を自己の計算による卸売物品に優先して上場しなければならない。
- 3 卸売業者は、前2項の規定により難い理由があるときは、上場の順位を変更することができる。

(上場の単位)

第41条 卸売業者は、上場の単位を定め、又は変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、効率的な市場取引を図るため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、上場の単位の変更を命ずることができる。

(現品又は見本による卸売)

第42条 卸売業者が市場において行う卸売は、現品又は見本によって行わなければならない。

ただし、銘柄による取引慣習があるときは、その慣習によることができる。

2 卸売業者は、見本又は銘柄による卸売をするときは、販売開始時刻前に卸売をしようとする物品の品目、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他必要な事項を、卸売場に掲示しなければならない。

(物品の下見)

第43条 卸売業者は、せり売又は入札の方法により卸売をするときは、販売開始時刻までに、仲卸業者及び売買参加者が当該物品の下見が十分できるように卸売場に配列しなければならない。

2 仲卸業者及び売買参加者は、現品又は見本の下見を行い、取引の適正化に努めなければならない。

(売買取引の単位)

第44条 売買取引の単位は、重量による。ただし、重量によることが困難であると市長が認めるときは、重量以外の単位によることができる。

(指値等のある受託物品の措置)

第45条 卸売業者は、受託物品に指値その他の条件があるときは、当該物品の受領後速やかにその品目、等級、出荷者、数量及び指値の金額並びに当該受託物品に付された条件を記載した書面を作成し、これを保管しておかななければならない。当該書面の内容を変更した場合も、同様とする。

2 卸売業者は、前項の受託物品を販売しようとするときは、販売開始時刻前に指値その他の条件がある旨を当該物品に表示し、かつ、上場の際にその旨を呼び上げなければならない。

3 卸売業者は、前項の規定による表示及び呼上げをしないで販売を開始したときは、指値その他の条件をもって仲卸業者又は売買参加者に対抗することができない。

第46条 削除

(せり売の方法)

第47条 せり売は、その販売物品について品種、産地、出荷者、等級、数量その他必要な事項を呼び上げた後開始しなければならない。

2 発声によるせり価格の申込みは、金額によるものとする。

3 せり落しは、せり人が最高申込価格を3回呼び上げたときに決定し、その申込者をせり落し人とする。ただし、指値のある物品については、最高申込価格が当該指値に達しないときは、この限りでない。

4 前項の呼上げ回数は、状況に応じてこれを減ずることができる。

5 せり人は、最高価格の申込者が2人以上あるときは、抽せんその他公正な方法によって、せり落し人を決定しなければならない。

6 せり人は、せり落し人が決定したときは、直ちにせり落し価格、数量及びせり落し人の氏名又は番号を呼び上げなければならない。

(入札の方法)

第48条 入札は、卸売業者がその販売物品について、品種、産地、出荷者、等級、数量その他必要な事項を表示し、又は呼び上げた後、入札者に対し、入札書に氏名、入札金額その他指定事項を記載させて行わなければならない。

2 開札は、入札終了後直ちに行わなければならない。

3 入札者のうち、最高価格の入札をした者を落札者とする。

4 前条第3項ただし書、第5項及び第6項の規定は、入札について準用する。

(入札の無効)

第49条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札者を確認しがたいとき。

(2) 入札金額その他記載事項が不明なとき。

(3) 同一人が2通以上の入札書により入札したとき。

(4) 入札に際し不正又は不当な行為があったとき。

(5) 条例若しくはこの規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

2 卸売業者は、前項の規定により入札が無効となったときは、開札の際にその理由を明示し、当該入札が無効である旨を告知しなければならない。

(せり直し又は再入札)

第50条 せり売又は入札に参加した者は、そのせり落し又は落札の決定について異議があるときは、その旨を市長に申し立てることができる。

2 前項の申立ては、せり落し又は落札後直ちに行わなければならない。

3 市長は、第1項の申立てについて正当な理由があると認めるときは、せり直し又は再入札を命ずることができる。

(売買取引の方法を定めるための割合)

第51条 条例第43条第1項第2号に規定する規則で定める割合は、別表第1のとおりとする。

(相対取引の承認申請)

第52条 卸売業者は、条例第44条の規定により、相対取引の承認を受けようとするときは、相対取引承認(申請)書(別記第32号様式)を市長に提出しなければならない。

(予約相対取引)

第53条 前条の規定にかかわらず、卸売業者は、条例第43条第2項第5号の規定により、仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合(以下「予約相対取引」という。)は、予約相対取引承認(申請)書(別記第33号様式)を、当該物品の卸売をする日の3日前までに市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、予約相対取引により卸売をしようとする取扱物品には、その旨を明示しなければならない。

(販売開始時刻以前の卸売の禁止)

第54条 卸売業者は、卸売のための販売開始時刻以前に卸売をしてはならない。ただし、条例第43条第2項第5号若しくは第6号又は条例第48条第1項第1号ウのいずれかに該当する場合であって、市長が仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に差別することとならないと認めて許可したときは、この限りでない。

2 卸売業者は、前項の規定により、販売開始時刻以前の卸売の許可を受けようとするときは、販売開始時刻以前の卸売許可(申請)書(別記第34号様式)を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた卸売業者は、その許可に係る物品の卸売をしたときは、販売開始時刻以前の卸売届出書(別記第35号様式)により、市長に届け出なければならない。

(市場外販売の承認申請等)

第55条 卸売業者は、条例第45条第1項の規定により、卸売の業務以外の販売の承認を受けようとするときは、市場外販売(変更)承認(申請)書(別記第36号様式)を市長に提出しなければならない。当該申請の内容を変更しようとするときも、同様とする。

(卸売の相手方の制限の許可申請等)

第56条 卸売業者は、条例第48条第2項の規定により、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売の許可を受けようとするときは、卸売の相手方の制限許可(申請)書(別記第37号

様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 卸売業者は、条例第48条第3項の規定により、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売の承認を受けようとするときは、市場間連携による卸売の相手方の制限(変更)承認(申請)書(別記第37号様式の2)を市長に提出しなければならない。当該申請の内容を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 卸売業者は、条例第48条第4項の規定により、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売の承認を受けようとするときは、業者間連携による卸売の相手方の制限(変更)承認(申請)書(別記第37号様式の3)を市長に提出しなければならない。当該申請の内容を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 卸売業者は、条例第48条第5項の規定により、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売の承認を受けようとするときは、輸出連携による卸売の相手方の制限(変更)承認(申請)書(別記第38号様式)を市長に提出しなければならない。当該申請の内容を変更しようとするときも、同様とする。
- 5 条例第48条第6項の規定による届出は、市場間連携(業者間連携・輸出連携)による卸売の相手方の制限届出書(別記第39号様式)によるものとし、卸売の理由ごとに行うものとする。

(市場外にある物品の卸売の承認申請等)

第57条 条例第49条第1項第3号の規則で定める生鮮食料品等の品目は、別表第2のとおりとする。

- 2 卸売業者は、条例第49条第2項の規定により、市場外の場所の指定を受けようとするときは、市場外保管場所指定(申出)書(別記第40号様式)に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1) その場所の位置並びにその場所に係る施設の種類及び規模を記載した書面
 - (2) 指定の必要性を記載した書面
 - (3) その場所の位置を記入した図面
- 3 条例第49条第3項の規定による届出は、市場外保管場所指定解除届出書(別記第40号様式の2)により行うものとする。
- 4 卸売業者は、条例第49条第4項の規定により、市場外にある物品の卸売の承認を受けようとするときは、市場外物品卸売承認(申請)書(別記第40号様式の3)を市長に提出しなければならない。
- 5 卸売業者は、条例第49条第5項の規定により、市場外にある物品の卸売の承認を受けよう

とするときは、電子商取引による市場外物品卸売（変更）承認（申請）書（別記第40号様式の4）を市長に提出しなければならない。当該申請の内容を変更しようとするときも、同様とする。

（卸売業者の買受物品等の制限）

第57条の2 条例第51条の規定による市長が卸売の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認める場合とは、卸売業者から卸売を受けた仲卸業者又は売買参加者が当該卸売に係る物品を加工し、又はパッケージして当該卸売業者に販売を委託し、又は販売するときとする。

（受託契約約款の承認申請）

第58条 卸売業者は、条例第53条第1項の規定により受託契約約款の承認を受けようとするとき、又は同条第4項の規定により受託契約約款の変更の承認を受けようとするときは、受託契約約款（変更）承認（申請）書（別記第41号様式）を市長に提出しなければならない。

（受託物品の確認検査）

第59条 卸売業者は、条例第54条第1項又は第2項の規定により、検査員の確認を受けようとするときは、受託物品検査申請書（別記第42号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の検査員の確認は、当該物品のある場所において、卸売業者立会いの上、当該物品の容器の完否、荷造りの状態、個数、内容、重量、鮮度及び品質等について行う。ただし、電子商取引に係る受託物品の確認は、その検査する物品のある場所以外の場所において、写真等により行うことができる。

3 市長は、前項の確認の結果受託物品に異状を認めたときは、当該申請者に受託物品検査証（別記第43号様式）を交付する。

4 検査員は、第2項の確認を行うときは、検査員証（別記第44号様式）を携帯しなければならない。

（販売原票等の作成）

第60条 卸売業者は、取扱物品の卸売をしたときは、直ちに販売原票（別記第45号様式）を作成しなければならない。

2 卸売業者は、販売原票に基づき売渡票（別記第46号様式）を作成し、仲卸業者又は売買参加者に交付しなければならない。

（買受物品の引取りの怠り）

第61条 次の各号のいずれかに該当するときは、条例第55条第3項に規定する卸売を受けた物品の引取りを怠ったものとみなす。

（1） 仲卸業者又は売買参加者に引取りを請求したにもかかわらず、仲卸業者又は売買参加

者が正当な理由がなくこれを引き取らないとき。

(2) 仲卸業者又は売買参加者の所在が不明で、引取りの請求ができないとき。

(3) 前2号のほか、仲卸業者又は売買参加者が不当又は不正に引取りを怠ったと市長が認めるとき。

(保管の費用等の支払)

第62条 条例第55条第3項の規定による保管に要した費用は、仲卸業者又は売買参加者がその物品を引き取ったときに、同条第4項の規定による卸売価格の差額は、卸売業者が他の者に卸売をした当日に、これを支払わなければならない。

(卸売業者から買い入れることが困難な場合)

第63条 条例第56条第2項第1号に規定する市場の卸売業者から買い入れることが困難なものを市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合とは、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 市場の取扱品目の部類に属する物品であって、通常取引において卸売業者が卸売をしないものがある場合

(2) 市場の取扱品目の部類に属する物品であって、通常取引において卸売業者の行う卸売のみによっては、市場における当該物品の買受けを制限することとなるものがある場合

(3) 市場の取扱品目の部類に属する物品であって、市場外におけるその取引の状況等からして、卸売業者が卸売することが価格の面で市場における当該物品の買受けを制限することとなるものがある場合

(卸売業者以外の者からの買入れの許可申請等)

第64条 仲卸業者は、条例第56条第3項の規定により、市場の卸売業者以外の者からの買入れの許可を受けようとするときは、卸売業者以外の者からの買入れ許可(申請)書(別記第47号様式)を市長に提出しなければならない。

2 仲卸業者は、条例第56条第2項第3号イの規定により、市場の卸売業者以外の者からの買入れの承認を受けようとするときは、業者間連携による卸売業者以外の者からの買入れ(変更)承認(申請)書(別記第47号様式の2)を市長に提出しなければならない。当該申請の内容を変更しようとするときも、同様とする。

3 仲卸業者は、条例第56条第2項第4号イの規定により、市場の卸売業者以外の者からの買入れの承認を受けようとするときは、輸出連携による卸売業者以外の者からの買入れ(変更)承認(申請)書(別記第47号様式の3)を市長に提出しなければならない。当該申請の内容を変更しようとするときも、同様とする。

4 条例第56条第5項の規定による届出は、仲卸業者買入れ物品販売届出書（別記第48号様式）によるものとする。

5 条例第56条第6項の規定による届出は、市場間連携（業者間連携・輸出連携）による買入れ物品販売届出書（別記第48号様式の2）によるものとし、買入れの理由ごとに行うものとする。

（準用規定）

第64条の2 第55条の規定は、仲卸業者について準用する。

（取扱物品以外の物品等の届出）

第65条 卸売業者は、取扱品目の部類に属さない物品又はその疑義がある物品について販売の委託を受けたときは、直ちにその旨を市長に届け出て指示を受けなければならない。

（委託者の不明な物品の措置）

第66条 卸売業者は、委託者の不明な物品があるときは、直ちにその旨を市長に届け出て確認を受けなければならない。

2 卸売業者は、前項の確認を受けた後、市長の承認を受けてその物品の卸売をすることができる。

3 市長は、第1項の確認又は前項の承認をしたときは、利害関係人の請求により、これに関する証明書を交付する。

（卸売予定数量等の報告）

第67条 条例第60条第1項の規定による報告は、卸売予定数量等報告書（別記第49号様式）により、販売開始時刻の1時間前までに行わなければならない。

2 条例第60条第2項の規定による報告は、市長の指定する主要な品目については、主要品目卸売価格報告書（別記第50号様式）により毎開場日の販売終了後直ちに、当日卸売をした物品については、売上高日計表（別記第51号様式）により卸売をした日の翌日の午前10時までに行わなければならない。

3 条例第60条第3項の規定による報告は、売上高月計表（別記第52号様式）及び市況等に関する月例報告書（別記第53号様式）により、行わなければならない。

（卸売業者による卸売予定数量等の公表）

第67条の2 条例第61条第1項の規定による公表は、売買取引の方法ごとに、販売開始時刻の1時間前までに市場内に掲示して行うものとする。

2 条例第61条第2項の規定による公表は、売買取引の方法ごとに当日卸売をした物品の数量、卸売価格等について日報を作成し、市場内に掲示して行うものとする。

(開設者による卸売予定数量等の公表)

第68条 条例第62条第2項の規定による公表は、売買取引の方法ごとに当日卸売された物品の数量、卸売価格等について日報を作成し、市場内に掲示して行うものとする。

(売買仕切書)

第69条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、販売原票に基づき売買仕切書(別記第54号様式)を作成しなければならない。

(仕切り及び送金に関する特約に係る備付け書面)

第70条 条例第63条の2に規定する書面は、別記第54号様式の2によるものとする。

(委託手数料の率の届出等)

第71条 卸売業者は、条例第64条第1項の規定により、委託手数料の率を定めようとするときは、委託手数料率届出書(別記第54号様式の3)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。届出の内容を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 届出に係る委託手数料の率の適用を開始しようとする日以後1年間の事業計画書

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項前段の規定による届出は、当該届出に係る委託手数料の率の適用を開始しようとする日の2箇月前までにしなければならない。

3 条例第64条第2項の規則で定める委託手数料の率の対象は、次に掲げる取扱品目とし、当該率の設定は、当該取扱品目ごとに行うものとする。

(1) 野菜及びその加工品

(2) 果実及びその加工品

(3) 鳥卵

(4) その他の食料品

(5) 切花

(6) 鉢物

(7) 植木

(出荷奨励金の交付の報告)

第72条 条例第65条第1項の規定による報告は、出荷奨励金交付報告書(別記第56号様式)によるものとする。

第73条 削除

(卸売代金の変更)

第74条 条例第67条ただし書の規定による市長が正当な理由があると認めるときは、次の各号

のいずれかに該当し、かつ、市長の指定する検査員の確認を受けたときとする。

(1) 市場取引の経験からでは予見できない瑕疵があつて、見本と現品の内容が著しく相違しているとき。

(2) 委託者が故意又は過失により粗悪品を混入し、選別が不十分であると認められるとき。

(3) 表示された量目と内容が著しく相違しているとき。

(4) せり人の故意又は過失により、見本と現品の内容が著しく相違しているとき。

2 前項の規定により確認を受けた卸売業者が、当該物品の卸売代金を変更しようとするときは、販売原票に理由を明示し、関係書類を提出して市長の承認を受けなければならない。

(完納奨励金の交付の報告)

第75条 条例第68条第1項の規定による報告は、完納奨励金交付報告書（別記第58号様式）によるものとする。

第4章 卸売の業務に関する品質管理

(物品の品質管理の方法)

第76条 条例第69条第1項の規則で定める事項は、市場の全ての取扱品目の部類（青果部及び花き部）について、当該卸売の業務に係る施設（卸売場、仲卸売場、買荷の売場、条例第49条第1項第1号の市長が指定する場所及び同項第2号の卸売業者が申請した場所）ごとに次項以下のとおり定める。

2 卸売場において卸売業者は、取扱品目、施設の設定温度（温度管理機能を有する卸売場に限る。）、品質管理の責任者及び品質管理の責任者の責務に係る次に掲げる事項を定め、市長に届け出るとともに品質管理の責任者名を卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。届出の内容を変更しようとするときも、同様とする。

(1) トラックからの荷下ろし時の品質管理に関すること。

(2) 物品の鮮度及び外観並びに容器の破損、衛生状態等の確認に関すること。

(3) 搬入物品が品質低下しない輸送温度の周知徹底に関すること。

(4) 必要に応じた輸送業者に対する輸送条件等の記録の提示に関すること。

(5) 施設の温度管理に関すること（温度管理機能を有する卸売場に限る。）。

(6) 施設の温度の確認に関すること（温度管理機能を有する卸売場に限る。）。

(7) 温度管理機能を有しない卸売場における高温時の品質管理に関すること。

(8) 物品の滞留時間の管理に関すること。

(9) 卸売場内での物品の取扱いに関すること。

(10) 卸売場内の衛生的な利用に関すること。

- (11) 取引後の速やかな物品の搬出に関する事。
 - (12) 条例第54条第2項の検収に関する事。
 - (13) 市場施設等の清潔・衛生の保持に関する事。
 - (14) その他品質管理の徹底に関する事。
- 3 仲卸売場において仲卸業者は、次に掲げる事項を遵守し品質管理の徹底に努めなければならない。
- (1) 店舗等使用施設ごとに品質管理の責任者を定め、市長に届け出るとともに仲卸売場店舗の見やすい場所に掲示すること。届出の内容を変更しようとするときも、同様とする。
 - (2) 腐敗に結びつく部位、物品及び混入異物の除去により物品の品質保持を図ること。
 - (3) 物品の適正な温度管理を行うとともに、低温倉庫や冷蔵庫での先入れ先出しに留意し、保管期間の短縮を図ること。
 - (4) 仲卸売場施設及び機械器具類等の清潔・衛生の保持を図ること。
- 4 買荷の売場において売買参加者及び買出人は、次に掲げる事項を遵守し品質管理の徹底に努めるものとする。
- (1) 物品の品質保持のため買荷の売場施設における滞留時間の短縮を図ること。
 - (2) コールドチェーンが確保されるよう保冷・冷凍車両の利用を図ること。
 - (3) 物品ごとの望ましい輸送温度に配慮した荷積みを行うこと。
- 5 条例第49条第1項第1号の市長が指定する場所における品質管理については、第2項の規定を準用する。この場合において、同項第9号及び第10号中「卸売場内」とあるのは「条例第49条第1項第1号の市長が指定する場所」と読み替えるものとする。
- 6 条例第49条第1項第2号の卸売業者が申請した場所における品質管理については、第2項の規定を準用する。この場合において、同項第9号及び第10号中「卸売場内」とあるのは「条例第49条第1項第2号の卸売業者が申請した場所」と読み替えるものとする。
- 7 卸売業者、仲卸業者、関連事業者その他市場内で搬送車両を所有する者は、電気を動力とする搬送車両等の利用に努めるものとする。

第5章 市場施設の使用

(市場施設の使用指定等)

第77条 条例第70条第1項又は第2項の規定により市場施設の使用の指定又は許可を受けようとする者は、市場施設使用指定(許可)申請書(別記第59号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、指定又は許可をしたときは、当該申請者

に市場施設使用指定（許可）書（別記第60号様式）を交付する。

3 市場施設の使用期間は、1年とし、市長が必要と認めたときは、これを更新することができる。

4 市長は、必要があると認めるときは、第2項の使用の指定又は許可をした後であっても、その指定又は許可に係る位置、面積、使用期間その他の使用条件を変更することができる。

（準用規定）

第78条 第7条の規定は、条例第70条第3項の保証金について準用する。

（施設の維持）

第79条 市場施設について使用の指定又は許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、清潔の保持及び災害の予防に努めなければならない。

2 市長は、前項について検査し、必要な措置を命じ、又は使用を制限することができる。

3 使用者が前項の命令又は制限に服さないときは、市長は、使用者に代わって執行することができる。この場合の費用は、使用者の負担とする。

（原状変更の承認申請等）

第80条 使用者は、条例第72条第1項の規定による承認を受けようとするときは、市場施設原状変更承認（申請）書（別記第61号様式）に、設計図、仕様書、見積書その他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市場施設に備付け以外の看板、装飾、広告物等を設けることは、市場施設の原状に変更を加えたものとみなす。

3 市長は、必要があると認めるときは、条例第72条第1項の承認をした後であっても、当該承認を受けた者に対し、指示をし、又は変更させ、若しくは除去を命ずることができる。

4 条例第72条第1項の承認を受けた者は、工事完了後遅滞なく市長に届け出てその検査を受けなければならない。

（修繕等の費用の使用者負担）

第81条 使用者が指定又は許可を受けた市場施設のうち、点滅器、けい光灯、電球、ガラスその他構造上重要でない部分の修繕等に要する費用は、使用者の負担とする。

（工事の施行及び賠償の免責）

第82条 市長は、市場運営上施設の改修を要すると認めるときは、いつでも工事を施行することができる。

2 前項の場合において、使用者に対しやむを得ない損害を与えることがあっても、市はその賠償の責めを負わない。

(施設の返還)

第83条 使用者は、条例第73条の規定により、市場施設を返還しようとするときは、市場施設返還届出書（別記第62号様式）を市長に提出し、当該返還する施設の検査を受けなければならない。

(損害賠償)

第84条 条例第73条の規定により市場施設を返還すべき者が、指定期間内にこれを返還しないときは、その者は、返還期限の翌日から返還を完了する日までの使用料相当額（返還の遅延により市に損害が生じた場合には、その損害額を加算した額）を賠償しなければならない。

(使用料)

第85条 条例第76条第1項の規定による使用料は、別表第3の規定により算出した金額に100分の110を乗じて得た額とする。

(使用料の計算方法)

第86条 条例第76条第3項の規定による日割計算の方法は、使用料月額を30で除して得た額に、その月における使用日数を乗ずるものとする。

- 2 使用面積に1平方メートル未満の端数があるとき、又は使用面積が1平方メートル未満のときは、これを1平方メートルとして計算する。
- 3 使用料に1円未満の端数が生じたときは、50銭未満の端数については切り捨て、50銭以上1円未満の端数については切り上げる。

(使用者の負担する費用)

第87条 条例第76条第2項の規定による使用者の負担する費用は、次に掲げる市場施設に係る電気、ガス、水道、電話及び暖房の費用並びに汚水処理に要する費用とする。

- (1) 卸売場
- (2) 仲卸売場
- (3) 関連事業者店舗
- (4) 荷さばき上屋
- (5) 買荷保管積込所
- (6) 事務所（会議室を除く。）
- (7) 倉庫
- (8) バナナ加工所
- (9) その他市長が指定する施設

(使用料の納期)

第88条 月額で定められている市場施設に係る使用料は、毎月25日までにその月分を納付しなければならない。

2 月額で定められている市場施設に係る使用料以外の使用料は、当月分を翌月25日までに納付しなければならない。

3 月の中途において使用を完了する場合における月額使用料は、使用完了の日に納付しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、別に納期を定めることができる。

(使用料の減免)

第89条 条例第77条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請(決定)書(別記第63号様式)を市長に提出しなければならない。

第6章 監督

(仲卸の財務基準)

第90条 条例第79条第2項の規則で定める事項は、次の各号のいずれかとする。

(1) 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が1を下回った場合

(2) 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が0.1を下回った場合

(3) 連続する3以上の事業年度において、経常損失が生じた場合

第7章 雑則

(身分証明書)

第91条 条例第78条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入検査員証(別記第64号様式)とする。

(写真)

第92条 この規則において「写真」とは、無帽、正面、上半身のライカ判のものとする。

(許可証等の返還)

第93条 仲卸業者、売買参加者又は関連事業者は、その資格を失ったときは、交付を受けた許可証又は承認証を遅滞なく市長に返還しなければならない。

(帳票の保存)

第94条 卸売業者は、販売原票、売渡票及び売買仕切書を、その作成の日から2年間保存しなければならない。

(使用人の届出)

第95条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者は、その業務に関して使用人を雇用したときは、

その者の住所、氏名その他必要な事項を市長に届け出なければならない。

(掲示事項)

第96条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を市場内に掲示するものとする。

- (1) 条例第4条第2項の規定により、休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないとき。
- (2) 条例第5条第1項ただし書の規定により、開場の時間を臨時に変更するとき。
- (3) 卸売業者が卸売の業務を開始し、休止し、若しくは再開したとき、又は卸売の業務を廃止したとき。
- (4) 条例第13条第1項若しくは第14条第1項の規定によりせり人の登録若しくは登録の更新をしたとき、又は条例第16条の規定によりせり人の登録を削除したとき。
- (5) 仲卸業者若しくは関連事業者の許可若しくは売買参加者の承認をしたとき、又はこれらの許可若しくは承認を取り消したとき。
- (6) 条例第24条第1項の規定により仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受けを認可したとき、又は同条第2項の規定により仲卸業者たる法人の合併若しくは分割を認可したとき。
- (7) 条例第25条第1項の規定により、仲卸しの業務の相続を認可したとき。
- (8) 条例第58条又は第59条の規定により、売買を差し止め、又は物品の撤去を命じたとき。
- (9) 条例第80条第1項から第6項までの規定による処分をしたとき。
- (10) 条例第82条第2項又は第3項の規定により、市長において自ら卸売の業務を行うとき。
- (11) 市場に関する法令又は条例若しくはこの規則の改正があったとき。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が掲示する必要があると認めるとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年9月25日規則第29号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の八戸市中央卸売市場条例施行規則第33条の規定により交付された付属営業人許可証は、この規則による改正後の八戸市中央卸売市場条例施行規則第33条の規定により交付された関連事業者許可証とみなす。

附 則 (昭和57年12月27日規則第61号)

この規則は、昭和58年1月1日から施行する。

附 則 (昭和58年3月24日規則第6号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 31 日規則第 35 号）

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 31 日規則第 48 号）

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 30 日規則第 6 号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 5 月 2 日規則第 26 号）

この規則は、平成 6 年 5 月 9 日から施行する。

附 則（平成 7 年 4 月 20 日規則第 21 号）

この規則は、平成 7 年 4 月 21 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 27 日規則第 11 号）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 30 日規則第 18 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 6 月 28 日規則第 39 号）

この規則は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 10 月 30 日規則第 46 号）

この規則は、平成 13 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 18 日規則第 6 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 4 月 11 日規則第 49 号）

1 この規則は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されている売買参加者承認証（以下「旧承認証」という。）は、その承認期間内においては、改正後の八戸市中央卸売市場条例施行規則別記第 20 号様式による売買参加者承認証（以下「新承認証」という。）とみなす。

3 前項の規定により新承認証とみなされた売買参加者承認証に係る売買参加者は、旧承認証に係る承認期間内に、旧承認証を市長に提出し、新承認証の交付を受けなければならない。

4 この規則の施行の際現に交付されている関連事業者許可証は、その許可期間内においては、改正後の八戸市中央卸売市場条例施行規則別記第 23 号様式による関連事業者許可証とみなす。

附 則（平成 20 年 4 月 18 日規則第 60 号）

この規則は、平成20年5月1日から施行する。

附 則（平成20年12月26日規則第86号）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 八戸市中央卸売市場条例の一部を改正する条例（平成20年八戸市条例第59号）附則第2項の規定による届出については、改正後の八戸市中央卸売市場条例施行規則第71条の規定の例による。

附 則（平成24年12月28日規則第57号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月27日規則第103号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日規則第13号）

この規則は、平成29年5月1日から施行する。

附 則（平成29年12月27日規則第50号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年〇月〇日規則第〇号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1（第51条関係）

区分		割合
野菜	ごぼう、ながいも及び山菜類	100分の50
	ほうれんそう、うど、みつば、しゅんぎく、にら、アスパラガス、カリフラワー、なす、ピーマン、とうもろこし、さといも及びにんにく	100分の20
	だいこん、かぶ、にんじん、はくさい、キャベツ、ねぎ、セロリー、ブロッコリー、レタス、きゅうり、かぼちゃ、トマト及びゆがお	100分の10
果実	かき（10月に上場されたものに限る。）及び県内産のすいか（7月及び8月に上場されたものに限る。）	100分の10

花き	きく、ばら、カーネーション、かすみそう、チース、ゆり、アルストロメリア、デルヒニウム、トルコぎきょう、ストレリチア、ソリダコ、グロリオサ、くじゃくそう、アイリス、ストック、けいとう、りんどう、きんせんか、せんりょう、なんてん、うめ、ろうばい、ぼけ、おもと、たけ、やなぎ、苗物、らん鉢、観葉植物及びはち植の花	100分の50
	らん物（らん鉢を除く。）、ガーベラ、フリージア、カラー、ダリア、チューリップ、スイトピー、アスター、クルクマ、アルケミラモーリス、ひまわり、葉物、枝物及びサボテン	100分の40
	グラジオラス、アリアム、リアトリス、菜の花、輸入花及び盆栽	100分の30

別表第2（第57条関係）

1	かんしょ、ばれいしょ、かぼちゃ、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、たまねぎ、まめもやし、かいわれだいこん、なめこ、えのきたけ、ひらたけ及びぶなしめじ並びに野菜の加工品
2	かんきつ類、りんご、かき、くり、パインアップル、バナナ、キウイフルーツ並びに冷凍果実及び果実の加工品
3	鳥卵
4	加工食料品（1及び2に掲げる加工食料品を除く。）
5	花きのうち、種苗、花木、鉢植えのもの、枝物（花又は紅葉若しくは黄葉した葉の付いたものを除く。）及び乾燥、染色その他の方法で加工されたもの
6	一定の規格を有するため現物を見なくても適正に取引することが可能なもの（1から5に掲げるものを除く。）であって、市長が市場に対する供給事情が比較的安定していると認めるもの

別表第3（第85条関係）

種別	金額
----	----

卸売業者市場使用料		卸売金額から（消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額。）の1,000分の3に相当する額及び次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 低温卸売場 1平方メートルにつき月額 650円 (2) その他の卸売場 1平方メートルにつき月額 120円（花き部にあつては、150円）	
屋外卸売場使用料		1平方メートルにつき	月額 30円
荷さばき上屋使用料		1平方メートルにつき	月額 120円
仲卸業者市場使用料		仲卸業者が条例第56条第2項の規定による許可又は承認を受けた場合におけるその買入れた物品の販売金額（消費税額及び地方消費税額に相当する額を除く。）の1,000分の3に相当する額及び仲卸売場面積1平方メートルにつき月額 700円（花き部にあつては900円）	
関連事業者市場使用料	第1種関連事業		1平方メートルにつき 月額 1,300円
	第2種関連事業	金融業	1平方メートルにつき 月額 1,000円
		その他	1平方メートルにつき 月額 800円
買荷保管積込所使用料	青果棟		1平方メートルにつき 月額 100円
	花き棟		1平方メートルにつき 月額 250円
	その他の買荷保管積込		1平方メートルにつき 月額 300円

	所		
倉庫使用料		1 平方メートルにつき 月額 500円（花き部にあつては、600円）	
バナナ加工施設使用料		建物一式 月額	100,000円
事務所使用料	卸売業者事務所	1 平方メートルにつき 月額 700円（花き部にあつては、900円）	
	その他の事務所	1 平方メートルにつき 月額	800円
会議室使用料	大会議室	使用 1 回（3 時間以内）につき	3,000円
	小会議室	使用 1 回（3 時間以内）につき	2,000円
暖房使用料	大会議室	使用 1 回（3 時間以内）につき	480円
	小会議室	使用 1 回（3 時間以内）につき	320円
駐車場使用料		1 台につき 月額	1,000円
空地使用料	軒下部分	1 平方メートルにつき 月額	100円
	その他の空地	1 平方メートルにつき 月額	30円
搬送機器充電室兼格納庫使用料		1 台につき 月額	3,300円

別記

第1号様式（第3条関係）

臨時營業承認（申請）書

<p>（あて先）八戸市長</p> <p>八戸市中央卸売市場</p> <p>名 称</p> <p>氏 名（代表者） ㊟</p> <p>八戸市中央卸売市場条例施行規則第3条の規定により、次のとおり申請します。</p>	
期日又は期間	年 月 日 ～ 年 月 日（ 日間）
休業又は営業の理由	
<p>八市場承認第 号</p> <p>上のおり承認します。</p> <p>年 月 日</p> <p>八戸市長 ㊟</p>	

第2号様式（第5条、第26条、第30条、第36条関係）

誓 約 書

年 月 日

（あて先）八戸市長

八戸市中央卸売市場

名 称

氏 名（代表者） ㊦

- 1 関係法令、八戸市中央卸売市場条例及び八戸市中央卸売市場条例施行規則並びにこれらに基づく指示にしたがい誠実かつ、公正に取引いたします。
- 2 上記の法令又は指示に違反したときは、相当の処分を受けても異議を申し立てません。

第3号様式（第8条関係）

せり人登録申請書

年 月 日			
(あて先) 八戸市長			
八戸市中央卸売市場 部卸売業者 名 称 代表者氏名 ㊦			
八戸市中央卸売市場条例第13条第2項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。			
ふりがな 氏 名	生 年 月 日	住 所	備 考
	. .		
	. .		
	. .		
	. .		
	. .		
	. .		
	. .		

(添付書類)

- 1 履歴書
- 2 住民票の写し
- 3 市町村長の発行する身分証明書
- 4 写真（無帽、正面、上半身のライカ判のもの）2枚
- 5 その他、市長が必要と認める書類

第4号様式（第9条関係）

せ り 人 登 録 簿

所属卸売業者名	
ふりがな	
氏	名
生年月日	年 月 日生
住 所	

登録番号	登録(更新)年月日	有効期間
第 号	年 月 日 登録	年 月 日 まで
	年 月 日 更新	年 月 日 まで
	年 月 日 更新	年 月 日 まで
	年 月 日 更新	年 月 日 まで
	年 月 日 更新	年 月 日 まで
	年 月 日 取消 消除	—————

年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
写真貼付	写真貼付	写真貼付	写真貼付	写真貼付

第5号様式（第9条、第12条関係）

（表）

No.	部せり人登録証	写 真				
卸売業者名		無帽、正面、上半身の縦の長さ 3.6センチメートル、横の長さ 2.4センチメートルのもの				
氏 名	(年 月 日生)					
住 所						
	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">登録月日</td> <td style="padding: 2px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">登録番号</td> <td style="padding: 2px;">第 号</td> </tr> </table>	登録月日	年 月 日	登録番号	第 号	
登録月日	年 月 日					
登録番号	第 号					
上記の者は、八戸市中央卸売市場 部のせり人として、登録をしていることを証します。						
年 月 日	八戸市長	印				

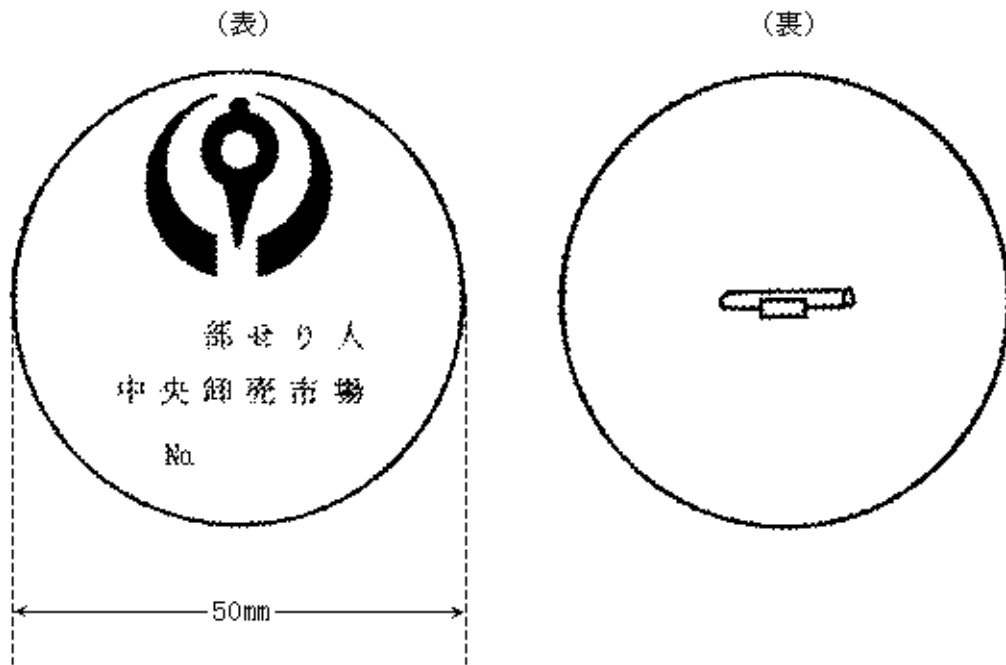
（B8）

（裏）

- 1 この証は、八戸市中央卸売市場条例第13条第3項の規定により、せり人の登録を受けた者に交付する。
- 2 この証は、せりに従事するときは必ず携帯し、関係人から求められたときは、これを提示しなければならない。
- 3 この証は、他人に貸与してはならない。
- 4 この証を紛失し、又は破損したときは、速やかに市長に申し出なければならない。
- 5 この証の期限は、 年 月 日までとする。

第6号様式（第9条、第12条関係）

せり人記章



- | | | |
|---|----|--------|
| 1 | 材質 | アクリライト |
| 2 | 地色 | 白色 |
| 3 | 市章 | 緑色 |
| 4 | 文字 | 黒色 |
| 5 | 数字 | 黒色 |

第7号様式（第11条関係）

せり人登録更新申請書

年 月 日				
(あて先) 八戸市長				
八戸市中央卸売市場 部卸売業者				
名称				
氏名(代表者) ㊟				
八戸市中央卸売市場条例第14条第2項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。				
ふりがな 氏名	生年月日	住 所	登録年月日	登録番号
	. .			
	. .			
	. .			
	. .			
	. .			
	. .			
	. .			

(添付書類)

- 1 住民票の写し
- 2 市町村長の発行する身分証明書
- 3 写真(無帽、正面、上半身のライカ判のもの)2枚
- 4 その他、市長が必要と認める書類

第8号様式 削除

第9号様式（第18条関係）

仲卸業務許可申請書

年 月 日	
(あて先) 八戸市長	
申請者 名 称 氏 名 (代表者) ㊦	
八戸市中央卸売市場条例第20条第3項の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。	
ふりがな ----- 氏名又は名称	年 月 日生
商 号	
住 所	
資本金又は 出資の額	
取扱品目	
備 考	

(注) 申請者が個人であるときは、資本金又は出資の額の欄は記入しないこと。

(添付書類)

申請者が法人の場合

- 1 定款又は規約
- 2 登記簿謄本
- 3 貸借対照表及び損益計算書
- 4 代表者及び役員の履歴書、住民票の写し、市町村長の発行する身分証明書、写真（無帽、正面、上半身のライカ判のもの）
- 5 事業計画書
- 6 役員名簿及び株主名簿
- 7 事業実績書
- 8 市町村税納税証明書
- 9 法人税納税証明書
- 10 その他市長が必要と認める書類

申請者が個人の場合

- 1 資産調書
- 2 履歴書、住民票の写し、市町村長の発行する身分証明書
写真（無帽、正面、上半身のライカ判のもの）
- 3 事業計画書
- 4 その他市長が必要と認める書類

第10号様式（第19条関係）

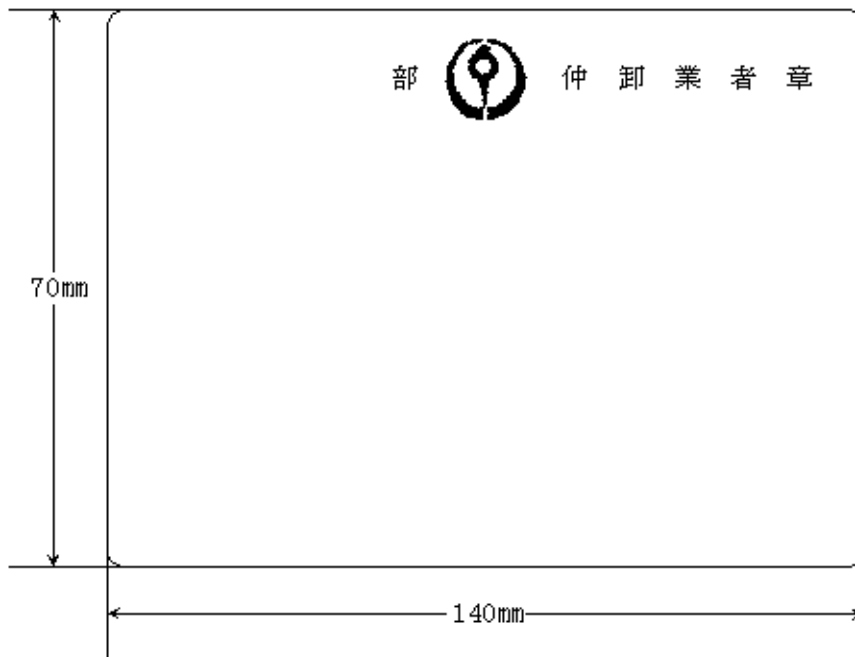


仲 卸 業 務 許 可 証

商 号	八市場許可第 号
氏名又は名称	
許可番号 第 号	
八戸市中央卸売市場において仲卸しの業務を行うことを許可します。	
年 月 日	
八戸市長	印

第11号様式（第20条関係）

仲 卸 業 者 章



- | | |
|------|------------------|
| 1 材質 | カイダック |
| 2 地色 | 白 色（花き部にあっては浅黄色） |
| 3 市章 | 緑 色 |
| 4 文字 | 黒 色 |
| 5 数字 | 黒 色 |

第12号様式（第21条関係）

仲卸業者事業譲渡し及び譲受け認可（申請）書

(あて先) 八戸市長 申請者 譲渡人 住所 名称 氏名(代表者) ㊟ 譲受人 住所 名称 氏名(代表者) ㊟ 八戸市中央卸売市場条例第24条第3項の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。	年 月 日
取 扱 品 目	
譲渡し及び譲受け予定年月日	
譲渡し及び譲受けを必要とする理由	
譲渡し及び譲受けの条件	
上のとおり認可します。 年 月 日	八市場認可第 号 八戸市長 ㊟

(添付書類)

申請者が法人の場合

- 1 定款又は規約
- 2 登記簿謄本
- 3 貸借対照表及び損益計算書
- 4 代表者及び役員の履歴書、住民票の写し、市町村長の発行する身分証明書、写真（無帽、正面、上半身のライカ判のもの）
- 5 事業計画書
- 6 事業の譲渡し及び譲受けの契約書の写し
- 7 その他市長が必要と認める書類

申請者が個人の場合

- 1 資産調書
- 2 履歴書、住民票の写し、市町村長の発行する身分証明書、写真（無帽、正面、上半身のライカ判のもの）
- 3 事業計画書
- 4 事業の譲渡し及び譲受けの契約書の写し
- 5 その他市長が必要と認める書類

第13号様式（第21条関係）

仲卸業者合併・分割認可（申請）書

（あて先）八戸市長 八戸市中央卸売市場 住所 名称 代表者氏名 住所 名称 代表者氏名	年 月 日 部仲卸業者 ㊟ ㊟						
八戸市中央卸売市場条例第24条第3項の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。							
合併後存続する法人 若しくは合併により 設立される法人又は 分割により市場にお ける仲卸しの業務を 承継する法人	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">名称 代表者氏名</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取扱品目</td> <td></td> </tr> </table>	名称 代表者氏名		住所		取扱品目	
名称 代表者氏名							
住所							
取扱品目							
合併又は分割の予定年月日 年 月 日							
合併又は分割の方法及び条件							
合併又は分割を必要とする理由							
上のとおり認可します。 年 月 日							
八市場認可第 号 八戸市長 ㊟							

（添付書類）

- 1 定款又は規約
- 2 登記簿謄本
- 3 貸借対照表及び損益計算書
- 4 代表者及び役員の履歴書、住民票の写し、市町村長の発行する身分証明書及び写真（無帽、正面、上半身のライカ判のもの）
- 5 事業計画書
- 6 役員名簿及び株主名簿
- 7 事業実績書
- 8 市町村税納税証明書
- 9 法人税納税証明書
- 10 合併又は分割の契約書の写し
- 11 その他市長が必要と認める書類

第17号様式（第24条関係）

仲卸業者事業報告書

（ 年 月 日から）
（ 年 月 日まで）
年 月 日

（あて先）八戸市長

八戸市中央卸売市場 部仲卸業者

名称

氏名（代表者） 印

八戸市中央卸売市場条例第28条の規定により、事業報告書を提出します。

第1 業務の状況

1 事業の概要

（記載上の注意）仲卸業務に係る売上高及び経営収支の概要を記載すること。

2 総会及び取締役会等の決議事項

3 内部組織に関する事項

（1）事業運営組織

（2）役員、株主又は出資者の持株数又は出資口数

役職名	氏名	生年月日	住所	持株数又は出資口数

(3) 従業員の状況

氏名	生年月日	採用年月日	職務内容	現住所	平均給与額 月

4 仲卸業務の状況

- (1) 仲卸業務に係る取扱高及び売上損益
- (2) 直接集荷品の販売
- (3) 販売先別取扱高

第2 経理の状況

- 1 貸借対照表
- 2 損益計算書
- 3 利益処分書又は欠損金処理書
- 4 貸借対照表及び損益計算書の内訳

第18号様式（第24条、第36条関係）

仲卸業者
 関連事業者 月間売上高報告書（ 月分）

年 月 日

（あて先）八戸市長

八戸市中央卸売市場

名 称

代表者氏名

㊦

八戸市中央卸売市場条例施行規則第24条第3項
 第36条第2項の規定により、次のとおり報告します。

日	売上金額	備 考	日	売上金額	備 考	日	売上金額	備 考
1			11			21		
2			12			22		
3			13			23		
4			14			24		
5			15			25		
6			16			26		
7			17			27		
8			18			28		
9			19			29		
10			20			30		
						31		
旬計			旬計			旬計		
							合計金額	

（注） 1 翌月の10日までに提出すること。

2 売上金額には、消費税額及び地方消費税額に相当する額を含めること。

第19号様式（第27条関係）

売買参加者承認申請書

年 月 日	
(あて先) 八戸市長	
申請者 名 称 氏 名 (代表者) ㊦	
八戸市中央卸売市場条例第30条第3項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。	
ふりがな 氏名又は名称	年 月 日生
商 号	
住 所	
資本金又は 出資の額	
卸売を受けよう とする取扱品目	

- (注) 1 申請者が個人であるときは、資本金又は出資の額の欄は記入しないこと。
 2 支店で申請するときは、氏名又は名称の欄にその支店名及び支店長名並びに住所の欄に支店の所在地を記入すること。
 3 申請者が法人であるときは、氏名又は名称及び住所の欄に当該法人のため常時売買に参加する者の氏名及び住所を記入すること。

(添付書類)

申請者が法人の場合

- 1 定款又は規約
- 2 登記簿謄本
- 3 貸借対照表及び損益計算書
- 4 代表者の履歴書及び市町村長の発行する身分証明書
- 5 常時売買に参加する者の履歴書、住民票の写し、写真（無帽、正面、上半身のライカ判のもの）
- 6 事業実績書
- 7 市町村税納税証明書
- 8 法人税納税証明書
- 9 その他市長が必要と認める書類

申請者が個人の場合

- 1 資産調書
- 2 履歴書、住民票の写し、市町村長の発行する身分証明書、写真（無帽、正面、上半身のライカ判のもの）
- 3 事業実績書
- 4 市町村税納税証明書
- 5 その他市長が必要と認める書類

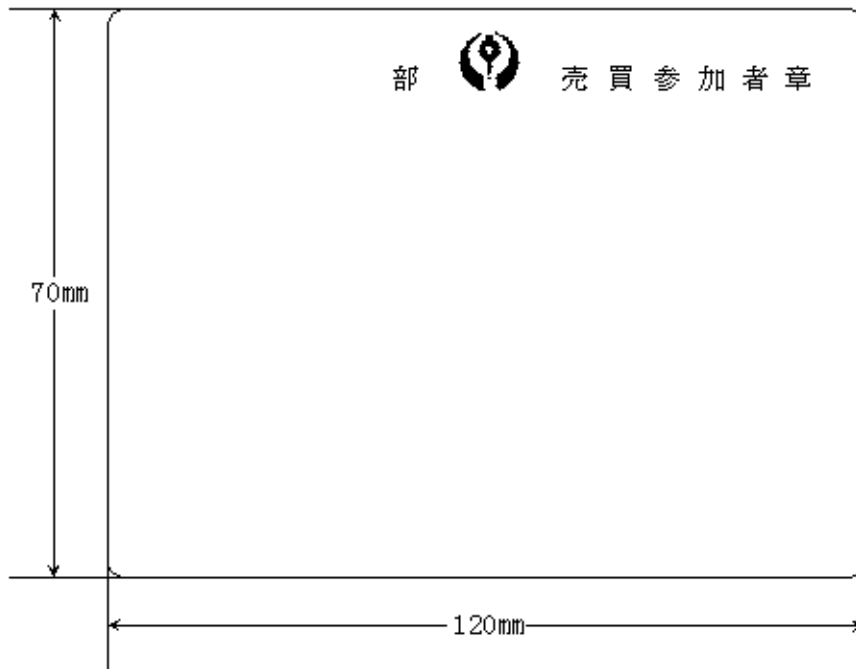


売 買 参 加 者 承 認 証

	八市場承認第	号
商	号	
氏名又は名称		
住	所	
承 認 番 号	第	号
条件及び制限	八戸市中央卸売市場条例等、関係法令を遵守すること。	
八戸市中央卸売市場	部の売買参加者として承認します。	
年	月	日
	八戸市長	印

第21号様式（第28条関係）

売 買 参 加 者 章



- | | |
|-------|-----------------|
| 1 材 質 | 塩化ビニール |
| 2 地 色 | 黄 色（花き部にあっては桃色） |
| 3 市 章 | 緑 色 |
| 4 文 字 | 黒 色 |
| 5 数 字 | 黒 色 |

第22号様式（第32条関係）

関連事業者許可申請書

年 月 日	
(あて先) 八戸市長 申請者 名 称 氏 名(代表者)	
八戸市中央卸売市場条例第35条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。	
ふりがな 氏名又は名称	年 月 日生
商 号	
住 所	
資本金又は 出資の額	
事業の種類 及びその内容	

(注) 申請者が個人であるときは、資本金又は出資の額欄は記入しないこと。

(添付書類)

申請者が法人の場合

- 1 定款又は規約
- 2 登記簿謄本
- 3 代表者の履歴書、住民票の写し、市町村長の発行する身分証明書
- 4 最近2年間の事業実績書（申請対象業種に限る。）
- 5 役員名簿及び株主名簿
- 6 貸借対照表及び損益計算書
- 7 事業のため許認可を必要とする業種は、その証明書
- 8 市町村税納税証明書
- 9 法人税納税証明書
- 10 その他市長が必要と認める書類

申請者が個人の場合

- 1 資産調書
- 2 履歴書、住民票の写し、市町村長の発行する身分証明書
- 3 最近2年間の事業実績書（申請対象業種に限る。）
- 4 市町村税納税証明書
- 5 その他市長が必要と認める書類



関 連 事 業 者 許 可 証

八市場許可第 号

商 号

氏名又は名称

住 所

許 可 番 号 第 号

八戸市中央卸売市場において関連事業を営むことを許可します。

- 1 事業の種類 第 種関連事業
- 2 事業の内容

年 月 日

八戸市長 印

第24号様式（第34条関係）

関 連 事 業 者 事 業 報 告 書

（ 年 月 日から
年 月 日まで）

（あて先）八戸市長

八戸市中央卸売市場関連事業者

名 称
氏 名（代表者） ㊟
（業 種 ）

八戸市中央卸売市場条例第41条の規定により、事業報告書を提出します。

1 事業の内容

収支の概要その他特記すべき事項を記載すること。

2 品目別・月別販売金額

単価：千円

品目	月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計 額
合 計														

（注）1 関連店舗だけの実績を記入すること。

2 販売金額には、消費税額及び地方消費税額に相当する額を含めること。

第25号様式（第37条関係）

仲 卸 補助者承認（申請）書
 売 買 参 加 者

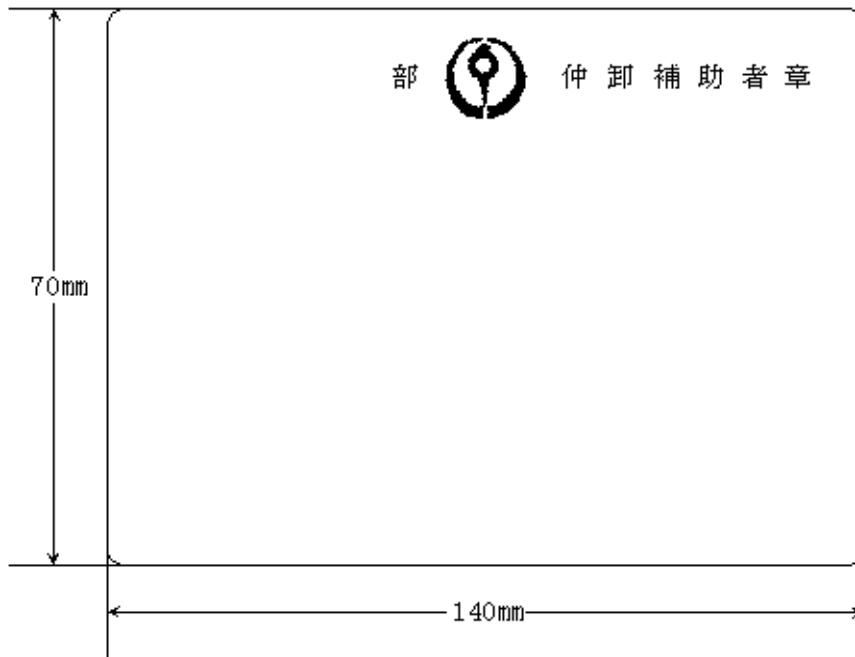
年 月 日					
（あて先）八戸市長 八戸市中央卸売市場 名称 氏名（代表者） ㊟					
八戸市中央卸売市場条例施行規則第37条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。					
仲 売 買 参 加 者 卸 者 補 助 者	承認を受けようとする者			勤続 年数	備 考
	ふりがな 氏 名	生年月日	住 所		
		. .			
		. .			
		. .			
		. .			
八市場承認第 号 上のおり承認します。 年 月 日 八戸市長 ㊟					

（添付書類）

- 1 履歴書、住民票の写し、市町村長の発行する身分証明書
- 2 写真（無帽、正面、上半身のライカ判のもの）
- 3 その他市長が必要と認める書類

第26号様式（第38条関係）

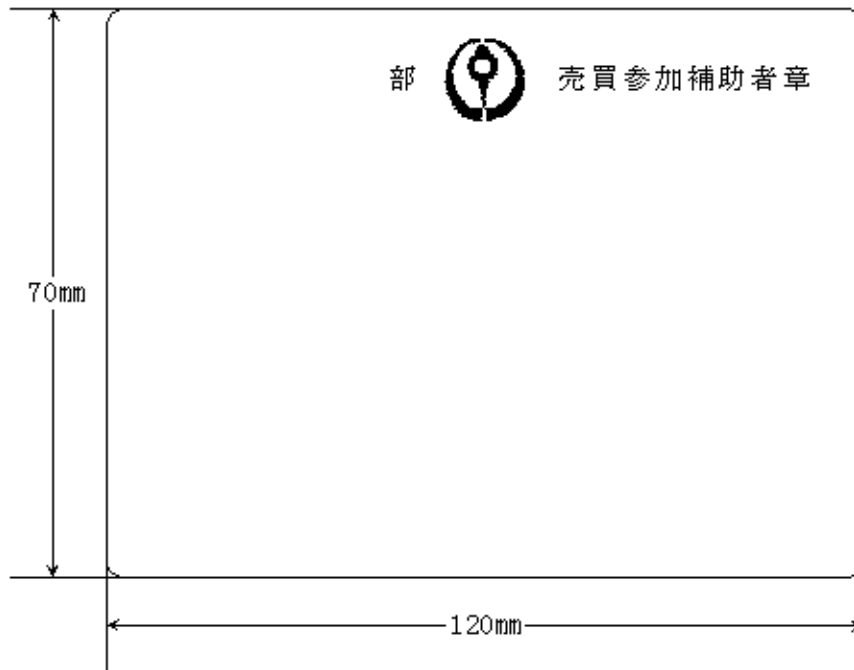
仲 卸 補 助 者 章



- | | |
|------|-----------------|
| 1 材質 | カイダック |
| 2 地色 | 白色（花き部にあっては浅黄色） |
| 3 市章 | 緑色 |
| 4 文字 | 黒色 |
| 5 数字 | 黒色 |

第27号様式（第38条関係）

売 買 参 加 補 助 者 章



- | | |
|-------|------------------|
| 1 材 質 | カイドック |
| 2 地 色 | 黄 色 (花き部にあっては桃色) |
| 3 市 章 | 緑 色 |
| 4 文 字 | 黒 色 |
| 5 数 字 | 黒 色 |

第28号様式から第30号様式まで 削除

第31号様式 削除

第32号様式（第52条関係）

相 対 取 引 承 認（申 請）書

年 月 日					
<p>（あて先）八戸市長</p> <p style="text-align: right;">八戸市中央卸売市場 部卸売業者 名 称 代表者氏名 ㊟</p> <p>八戸市中央卸売市場条例第44条の規定により次のとおり申請します。</p>					
品 目	産 地	出 荷 者	等 級	数 量	販売方法及び理由
条例第43条第2項 第5号に該当する 場合		買受予定人		名称又は氏名	
				住 所	
<p style="text-align: right;">八市場承認第 号</p> <p>上のおり承認します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">八戸市長 ㊟</p>					

第33号様式（第53条関係）

予約相対取引承認（申請）書

年 月 日						
（あて先）八戸市長 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">八戸市中央卸売市場 部卸売業者</div> <div style="text-align: center; margin-right: 100px;">名 称</div> <div style="text-align: center; margin-right: 100px;">代表者氏名 ㊦</div> 八戸市中央卸売市場条例第44条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請 します。						
予約買受人	住 所					
	氏 名					
販売予定月日						
品 目	産 地	出 荷 者 名	等 級	数 量	予 約	
					単 価	金 額
理由						
備考						
<div style="text-align: right; margin-right: 100px;">八市場承認第 号</div> 上のとおり承認します。 <div style="text-align: center; margin-right: 100px;">年 月 日</div> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">八戸市長 ㊦</div>						

（注） 1 予約相対取引の承認を受けた物品を販売開始時刻以前に卸売りしようとするときは、備考欄にその旨を記載することとする。

2 単価及び金額には、消費税額及び地方消費税に相当する額を含めないこと。

（添付書類）

予約相対取引契約書の写し

第34号様式（第54条関係）

販売開始時刻以前の卸売許可（申請）書

年 月 日									
（あて先）八戸市長 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 八戸市中央卸売市場 部卸売業者 名 称 代表者氏名 ④ </div>									
八戸市中央卸売市場条例施行規則第54条第2項の規定により、次のとおり申請します。									
品 目	産地	出荷者名	等級	入荷見込 数 量	申 請 数 量	卸売の 相手方	卸売予 定日時	理 由	
備考									
<div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 八市場許可第 号 </div> 上のとおり許可します。 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 年 月 日 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 八戸市長 ④ </div>									

第35号様式（第54条関係）

販売開始時刻以前の卸売届出書

年 月 日						
(あて先) 八戸市長						
八戸市中央卸売市場 部卸売業者						
名 称						
代表者氏名 ㊦						
八戸市中央卸売市場条例施行規則第54条第3項の規定により、次のとおり届け出 ます。						
品 目	等 級	数 量	単 価	卸売金額	卸売の相手方	卸売月日

(注) 卸売金額には、消費税額及び地方消費税額に相当する額を含めること。

第36号様式（第55条、第64条の2関係）

市場外販売（変更）承認（申請）書

<p>（あて先）八戸市長</p> <p>八戸市中央卸売市場 住所 名称 氏名（代表者） ㊟</p> <p>八戸市中央卸売市場条例<small>第45条 第57条</small>の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請 します。</p>
<p>業務の内容</p>
<p>業務を営む理由</p>
<p>業務開始の予定年月日</p> <p>年 月 日</p>
<p>八市場承認第 号</p> <p>上のとおり承認します。</p> <p>年 月 日</p> <p>八戸市長 ㊟</p>

（添付書類）

市場外販売に関する事業計画書

第37号様式（第56条関係）

卸売の相手方の制限許可（申請）書

(あて先) 八戸市長							年 月 日	
							八戸市中央卸売市場 部卸売業者 名 称 代表者氏名 ㊦	
八戸市中央卸売市場条例第48条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。								
品 目	産 地	出 荷 者 名	等 級	入荷見込数量	申請数量	卸売の相手方	卸売の予定月日	理 由 (備 考)
上のとおり許可します。							八市場許可第 号	
年 月 日							八戸市長	㊦

(添付書類)

- 1 相手方の事業概要書、年間事業計画書、最近1年間の決算書及び事業報告書
- 2 支払猶予の特約書
- 3 その他市長が必要と認める書類

第37号様式の2（第56条関係）

市場間連携による卸売の相手方の制限（変更）承認（申請）書

(あて先) 八戸市長							年 月 日
							八戸市中央卸売市場 部卸売業者 名 称 代表者氏名 ㊦
八戸市中央卸売市場条例第48条第3項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。							
市場間連携の相手方	他市場の卸売の相手方の氏名又は名称	対象となる品目	卸売の数量の上限	実 施 期 間	入荷量が著しく減少した場合の措置	卸売をしなければならぬ理由	
市場名				年 月 日から			
卸売業者の名称				年 月 日まで			
上のとおり承認します。							八市場承認第 号
年 月 日							八戸市長
							㊦

(添付書類)

- 1 市場間連携に関する契約書の写し
- 2 その他市長が必要と認める書類

第37号様式の3（第56条関係）

業者間連携による卸売の相手方の制限（変更）承認（申請）書

年 月 日						
(あて先) 八戸市長						
八戸市中央卸売市場 部卸売業者 名 称 代表者氏名 ㊟						
八戸市中央卸売市場条例第48条第4項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。						
買入れの相手方	卸売の相手方	対象となる生鮮食品等の品目	卸売の数量の上限	実 施 期 間	国内産農林水産物を利用した新商品の内容	卸売をしなければならない理由
氏名又は名称	氏名又は名称			年 月 日から		
住所	住所			年 月 日まで		
上のおり承認します。 年 月 日						八市場承認第 号 八戸市長 ㊟

(添付書類)

- 1 新商品の開発に必要な国内産の農産物の供給に関する契約書の写し
- 2 その他市長が必要と認める書類

第38号様式（第56条関係）

輸出連携による卸売の相手方の制限（変更）承認（申請）書

年 月 日						
(あて先) 八戸市長						
八戸市中央卸売市場 部卸売業者 名 称 代表者氏名 ㊟						
八戸市中央卸売市場条例第48条第5項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。						
卸 売 の 相 手 方	対象となる生鮮食品等の品目	卸売の数量の上限	実 施 期 間	入荷量が著しく減少した場合の措置	卸売をしなければならない理由	
氏名又は名称			年 月 日から			
住所			年 月 日まで			
上のおり承認します。 年 月 日						八市場承認第 号 八戸市長 ㊟

(添付書類)

- 1 輸出連携に関する契約書の写し
- 2 その他市長が必要と認める書類

第39号様式（第56条関係）

市場間連携
業者間連携による卸売の相手方の制限届出書（ 年 月分）
輸 出 連 携

年 月 日					
<p>（あて先）八戸市長</p> <p style="text-align: right;">八戸市中央卸売市場 部卸売業者 名 称 代表者氏名 ㊞</p> <p>八戸市中央卸売市場条例第48条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>					
品 目	入 荷 数 量	卸 売 数 量	卸 売 価 格	卸 売 年 月 日	卸 売 の 相 手 方

（注）卸売価格には、消費税額及び地方消費税額に相当する額を含めること。

第40号様式（第57条関係）

市場外保管場所指定（申出）書

年 月 日	
<p>（あて先）八戸市長</p> <p style="text-align: center;">八戸市中央卸売市場 部卸売業者 名 称 代表者氏名 ㊦</p> <p>八戸市中央卸売市場条例第49条第2項の規定により関係書類を添えて次のとおり 申し出ます。</p>	
所 在 地	
施 設 の 名 称	
使用面積（収容能力）	
保 管 物 品 の 種 類	
理 由	
<p style="text-align: right;">八市場指定第 号</p> <p>上のおり指定します。 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">八戸市長 ㊦</p>	

（添付書類）

- 1 指定を受けようとする場所の位置並びに施設の種類及び規模を記載した書面
- 2 指定の必要性を記載した書面
- 3 指定を受けようとする場所の位置を記入した図面

第40号様式の2（第57条関係）

市場外保管場所指定解除届出書

年 月 日	
(あて先) 八戸市長 八戸市中央卸売市場 卸売業者 名 称 代表者氏名 ㊟	
八戸市中央卸売市場条例第49条第3項の規定により次のとおり届け出ます。	
指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	八 市 場 指 定 第 号
所 在 地	
施 設 の 名 称	
使用面積（収容能力）	
保 管 物 品 の 種 類	
理 由	

第40号様式の3（第57条関係）

市場外物品卸売承認（申請）書

年 月 日					
（あて先）八戸市長 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 八戸市中央卸売市場 部卸売業者 名 称 代表者氏名 </div> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;"> ④ </div> <p>八戸市中央卸売市場条例第49条第4項の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。</p>					
品 目	産 地	出 荷 者	等 級	数 量	理 由
買受予定人	住 所				
	名称又は氏名				
卸売予定月日					
<div style="text-align: right; margin-right: 100px;">八市場承認第 号</div> <p>上のおり承認します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">八戸市長 ④</div>					

（添付書類） 予約相対取引契約書の写し

第40号様式の4（第57条関係）

電子商取引による市場外物品卸売（変更）承認（申請）書

年 月 日
<p>（あて先）八戸市長</p> <p style="text-align: right;">八戸市中央卸売市場 卸売業者 名 称 代表者氏名 ㊟</p> <p>八戸市中央卸売市場条例第49条第5項の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。</p>
対象となる生鮮食料品等の品目
取引方法
卸売の数量の上限
卸売業者が提供する取引に係る情報の内容に関する事項
実施期間
参加する仲卸業者並びに売買参加者の氏名又は名称
市長が当該取引の内容の閲覧を行う際の方法
市場外にある物品の卸売をしようとする理由
<p style="text-align: right;">八市場承認第 号</p> <p>上のおり承認します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">八戸市長 ㊟</p>

（添付書類）予約相対取引契約書の写し

第41号様式（第58条関係）

受託契約約款（変更）承認（申請）書

年 月 日	
<p>（あて先）八戸市長</p> <p style="text-align: right;">八戸市中央卸売市場 部卸売業者 名 称 代表者氏名 ④</p>	
<p>八戸市中央卸売市場条例第53条^{第1項}_{第4項}の規定により関係書類を添えて申請します。</p>	
約款を定めた日	年 月 日
変更しようとする日	年 月 日
<p style="text-align: right;">八市場承認第 号</p> <p>上のおり承認します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">八戸市長 ④</p>	

（添付書類）

受託契約約款 1部

第42号様式（第59条関係）

受託物品検査申請書

年 月 日			
(あて先) 八戸市長			
		八戸市中央卸売市場 部卸売業者 名 称 代表者氏名 ㊦	
八戸市中央卸売市場条例第54条 ^{第1項} _{第2項} の規定により、次のとおり申請します。			
委 託 者	住 所		
	氏 名		
積 出 地			年 月 日 積
輸 送 機 関	列車番号	貨車番号	自動車番号 船 名
検 査 区 分			
品 目 等 級			
入 荷 数 量			
損 敗 又 は 内 容 相 違 の 数 量			
損 敗 又 は 内 容 相 違 の 原 因 ・ 程 度			
到 着 日 時	月 日		午 ^前 _後 時
備 考			

第43号様式（第59条関係）

受 託 物 品 検 査 証

受 託 者				
委 託 者	住 所			
	氏 名			
積 出 地			年 月 日 積	
輸 送 機 関	列車番号	貨車番号	自動車番号	船 名
品 目 等 級				
入 荷 数 量				
損 敗 又 は 内 容 相 違 の 数 量				
損 敗 又 は 内 容 相 違 の 原 因 ・ 程 度				
到 着 日 時	月 日		午 前 後	時
備 考				
<p>八戸市中央卸売市場条例第54条^{第1項}_{第2項}の規定による受託物品の検査の結果は、上 のとおりであることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">八戸市長 印</p> <p style="text-align: right;">検査員氏名 印</p>				

第44号様式（第59条関係）

（表）

58mm	第 号
	検 査 員 証
	職 名
	氏 名
	生年月日
	上記の者は八戸市中央卸売市場条例第54条第1項に規定する市長の指定する検査員であることを証明する。
	年 月 日
	八戸市長 印
	88mm

（裏）

<p>1 この証は八戸市中央卸売市場条例第54条第1項の物品の確認に当たる者に交付する。</p> <p>2 受託物品の検査に当たる時は、この証を携帯し、関係人から求められたときはこれを提示しなければならない。</p> <p>3 この証は他人に貸与してはならない。</p>

第46号様式（第60条、第94条関係）

売 渡 票

コード	買受人名
	様

No. _____

年 月 日

(会社名)

日 付	原票No.	品 名	等階級	数 量	単 価	金 額	備考欄
税抜金額 計				消費税額及び 地方消費税額に 相当する額 計			
軽減税率対象 税抜金額 計				軽減税率対象 税額相当額 計			
軽減税率対象外 税抜金額 計				軽減税率対象外 税額相当額 計			
合 計							
(消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む。)							

※税抜金額とは、消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた金額をいう。

第47号様式（第64条関係）

卸売業者以外の者からの買入れ許可（申請）書

(あて先) 八戸市長	年 月 日					
八戸市中央卸売市場 部仲卸業者 名 称 氏 名 (代表者)	④					
八戸市中央卸売市場条例第56条第3項の規定により、次のとおり申請します。						
買入れ予定期日	年 月 日から 年 月 日まで					
販売予定期日	年 月 日から 年 月 日まで					
品 目	産 地	等 級	数 量	予 定 価 格	買 入 れ の 相 手 方	理 由
上のとおり許可します。						八市場許可第 号
年 月 日						八戸市長 ④

(注) 予定価格には、消費税額及び地方消費税額に相当する額を含めないこと。

第47号様式の2（第64条関係）

業者間連携による卸売業者以外の者からの買入れ（変更）承認（申請）書

(あて先) 八戸市長	年 月 日					
八戸市中央卸売市場 部仲卸業者 名 称 代表者氏名	④					
八戸市中央卸売市場条例第56条第2項第3号イの規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。						
買入れの相手方	販売の相手方	対象となる生鮮 食料品等の品目	生鮮食料品等 の数量の上限	実 施 期 間	新たな国内産の農産物 の供給による需要 の開拓の内容	買入れをしなければ ならない理由
氏名又は名称	氏名又は名称			年 月 日から		
住所	住所			年 月 日まで		
上のとおり承認します。						八市場承認第 号
年 月 日						八戸市長 ④

(添付書類)

- 1 新たな国内産の農産物の供給による需要の開拓に関する契約書の写し
- 2 その他市長が必要と認める書類

第47号様式の3（第64条関係）

輸出連携による卸売業者以外の者からの買入れ（変更）承認（申請）書

（あて先）八戸市長 八戸市中央卸売市場条令第56条第2項第4号イの規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。	年 月 日 八戸市中央卸売市場 部仲卸業者 名 称 代表者氏名 ㊟				
買 入 れ の 相 手 方	対象となる生鮮食料品等の品目	生鮮食料品等の数量の上限	実 施 期 間	市場における入荷量が著しく減少した場合の措置	買入れをしなければならない理由
氏名又は名称			年 月 日から		
住所			年 月 日まで		
上のとおり承認します。 年 月 日				八市場承認第 号 八戸市長 ㊟	

（添付書類）

- 1 輸出のための国内産の農林水産物の買入れに関する契約書の写し
- 2 その他市長が必要と認める書類

第48号様式（第64条関係）

仲卸業者買入れ物品販売届出書

（あて先）八戸市長 八戸市中央卸売市場 部仲卸業者 名 称 氏 名（代表者） ㊟ 八戸市中央卸売市場条令第56条第5項の規定により関係書類を添えて次のとおり届け出ます。	年 月 日							
品 目	産 地	等 級	販売数量	販売金額	販 売 先	許 可 年 月 日	販売完了年月日	備考
（注）販売金額には、消費税額及び地方消費税額に相当する額を含めること。 （添付書類）売買仕切書の写し								

第48号様式の2（第64条関係）

市場間連携
業者間連携による買入れ物品販売届出書（ 年 月分）
輸出連携

年 月 日						
<p>（あて先）八戸市長</p> <p style="text-align: right;">八戸市中央卸売市場 部仲卸業者</p> <p style="text-align: right;">名 称</p> <p style="text-align: right;">氏 名（代表者） ㊟</p> <p>八戸市中央卸売市場条例第56条第6項の規定により関係書類を添えて次のとおり届け出ます。</p>						
品 目	販 売 数 量	販 売 金 額	販 売 先	許 可 年 月 日	販 売 完 了 年 月 日	備 考
<p>（注）販売金額には、消費税額及び地方消費税額に相当する額を含めること。</p> <p>（添付書類）売買仕切書の写し</p>						

第50号様式（第67条関係）

主要品目卸売価格報告書

年 月 日														
(あて先) 八戸市長														
八戸市中央卸売市場 卸卸売業者 名 称 代表者氏名 ㊦														
八戸市中央卸売市場条例第60条第2項の規定により、次のとおり報告します。														
市況														
品 名	産 地	規 格	単 位	第1号の規定による取引の価格					第2号の規定による取引の価格					
				数量	高値	中値	安値	その他	数量	高値	中値	安値	その他	
品 名	産 地	規 格	単 位	第3号の規定による取引の価格					第4号の規定による取引の価格					
				数量	高値	中値	安値	その他	数量	高値	中値	安値	その他	

(注) 1 市況欄には、取扱品目ごとに簡単に記入すること。
 2 卸売価格には、消費税額及び地方消費税額に相当する額を含めること。
 備考 この様式によりがたいときは、これに準じて別の様式を用いることができる。

第51号様式（第67条関係）

売上高日計表（ 月 日分）

年 月 日

（あて先）八戸市長

八戸市中央卸売市場 部卸売業者
 名 称
 代表者氏名 ㊟

八戸市中央卸売市場条例第60条第2項の規定により、次のとおり報告します。

1 売上高実績

（単位：円）

区 分	せ り 売		相 対 取 引		承認場所での卸売		合 計	
	数量	卸売価格	数量	卸売価格	数量	卸売価格	数量	卸売価格
	本日の売上							
	修 正 分							
	小 計							
	本日の売上							
	修 正 分							
	小 計							
	本日の売上							
	修 正 分							
	小 計							
	本日の売上							
	修 正 分							
	小 計							
合 計	本日の売上							
	修 正 分							
	小 計							

（注）卸売価格には、消費税額及び地方消費税額に相当する額を含めること。

2 品目別売上高実績

品名	産地	受託物品		買付品			合計		
		数量	卸売価格	数量	卸売価格	数量	単価	卸売価格	

(注) 卸売価格には、消費税額及び地方消費税額に相当する額を含めること。

第52号様式（第67条関係）

売 上 高 月 計 表（ 年 月分）

年 月 日

（あて先）八戸市長

八戸市中央卸売市場 部卸売業者
 名 称
 代表者氏名 ㊟

八戸市中央卸売市場条例第60条第3項の規定により、次のとおり報告します。

1 産地別入荷量

産地（県名） 品名 (注) 課税税率対象品	区分	数量		卸売金額		数量		卸売金額		数量		卸売金額		数量		卸売金額	
		数量	卸売金額	数量	卸売金額	数量	卸売金額	数量	卸売金額	数量	卸売金額	数量	卸売金額	数量	卸売金額		

（注）卸売金額には、消費税額及び地方消費税額に相当する額を含めること。

2 取扱品目別売上高

品 目 名 (注) 課税税率対象品	数 量		金 額 (円)		販 売 の 相 手 方											
	受託販売	買付販売	計	受託販売	買付販売	仲卸業者	数量	卸売金額	売買参加者	数量	卸売金額	そ の 他		合 計		
												開設区域内	開設区域外	数量	卸売金額	数量
合 計																
税 率 100分の10 対 象	税 抜 金 額															
	税 額															
税 率 100分の8 対 象	税 抜 金 額															
	税 額															

（注）卸売金額には、消費税額及び地方消費税額に相当する額を含めること。

第53号様式（第67条関係）

市況等に関する月例報告書（ 月分）

年 月 日

（あて先）八戸市長

八戸市中央卸売市場 部卸売業者

名 称

代表者氏名 ㊦

八戸市中央卸売市場条例第60条第3項の規定により、次のとおり報告します。

1 市況の概要

種 類	市 況 の 概 要

2 主要品目の市況

主 要 品 目	市 況 の 概 要

3 卸売実績

取 扱 品 目	数 量			卸 売 金 額 (千円)		
	委託販売	買付販売	計	委託販売	買付販売	計
合 計						

（注）1 卸売金額には、消費税額及び地方消費税額に相当する額を含めること。

第54号様式（第69条、第94条関係）

売 買 仕 切 書

①	系統団体			PAGENO
				②
③ (品名コード)	③仕切No.	③農協コード	③	売立年月日

品名コード	荷印	品名(種)	荷姿	量目 kg	等級・ 階級	数	量	単	価	金	額

年 月 日 発 年 月 日 着	④	小 計	
		軽減税率対象	
		軽減税率対象外	
		消費税額及び地方消費税額に相当する額	
		軽減税率対象	
		軽減税率対象外	
合 計			
控除金額	委託手数料 (税込)		
	うち消費税額及び地方消費税額に相当する額		
		⑤	
売 買 仕 切 金 額			

発送駅(港)
 到着駅(港)
 貨車番号、船名
 取扱運送店
 送り状No.
 備考

着払	元払
⑥	

区分	共撰	個撰	安定	共計	買付	検印		扱
1								
2								
3								
4								

(会社名)

第54号様式の2（第70条関係）

仕切り及び送金に関する書面

八戸市中央卸売市場 部卸売業者 名 称 代表者氏名 ⑩	
受託者の氏名又は名称	
委託者の住所	
特約の内容	
支払方法	現金・小切手・手形・送金
特約の締結年月日	年 月 日

（注）八戸市中央卸売市場条例第63条の2の規定により市長から書面の提出を求められた場合は、当該特約に係る契約書を添付して提出すること。

委託手数料率届出書

年 月 日									
(あて先) 八戸市長									
八戸市中央卸売市場 部卸売業者									
名 称									
代表者氏名 ㊟									
八戸市中央卸売市場条例第64条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。									
取 扱 品 目	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; height: 40px;"></td> <td style="width: 40%; text-align: center;">100分の</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="text-align: center;">100分の</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="text-align: center;">100分の</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="text-align: center;">100分の</td> </tr> </table>		100分の		100分の		100分の		100分の
	100分の								
	100分の								
	100分の								
	100分の								
届 出 理 由									
適 用 開 始 日									
周 知 方 法									
備 考									

(添付書類)

- 1 届出に係る委託手数料の率の適用を開始しようとする日以後1年間の事業計画書
- 2 その他市長が必要と認める書類

第55号様式 削除

第56号様式 (第72条関係)

出荷奨励金交付報告書

年 月 日	
(あて先) 八戸市長	
八戸市中央卸売市場 部卸売業者 名 称 代表者氏名 ㊟	
八戸市中央卸売市場条例第65条第1項の規定により次のとおり報告します。	
出荷者氏名又は名称	
出 荷 者 住 所	
対 象 品 目	
交付基準 (交付率)	
交 付 金 額	
交 付 理 由	
備 考	

(注) 交付金額には、消費税額及び地方消費税額に相当する額を含めること。

第57号様式 削除

第58号様式（第75条関係）

完納奨励金交付報告書

(あて先) 八戸市長 <div style="text-align: center;"> 八戸市中央卸売市場 名 称 代表者氏名 </div> 部卸売業者 <div style="text-align: right;"> ㊦ </div> <p>八戸市中央卸売市場条例第 68 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。</p>	年 月 日
氏 名 又 は 名 称	
住 所	
交 付 基 準 (交 付 率)	
交 付 金 額	
理 由	
備 考	

(注) 交付金額には、消費税額及び地方消費税額に相当する額を含めること。
 (添付書類) 買受人又はその組織する団体との取引協定書 (変更のときのみ)

第59号様式（第77条関係）

市場施設使用^{指定}許可申請書

年 月 日
<p>(あて先) 八戸市長</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏名又は名称 ㊟</p> <p>八戸市中央卸売市場条例第70条^{第1項}_{第2項}の規定により、次のとおり申請します。</p>
使用施設の種類
位 置 (別紙図面のとおり)
使用面積及び数量
<p>使 用 期 間</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 から</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 まで</p>
使 用 目 的

第60号様式（第77条関係）

市場施設使用指定書

様	八市場指定第 号 年 月 日 八戸市長 印 八戸市中央卸売市場条例第70条第1項の規定により、次のとおり指定します。
施設の種類	
位置	
面積及び数量	
指定期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用料	
条件	

第61号様式（第80条関係）

市場施設原状変更承認（申請）書

	年 月 日
<p>（あて先）八戸市長</p> <p style="text-align: right;">八戸市中央卸売市場 部卸売業者 名 称 代表者氏名 ㊟</p> <p>八戸市中央卸売市場条例第72条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。</p>	
原状変更の内容 （種類、面積、内容）	
工 事 期 間	
使用開始予定年月日	年 月 日
原 状 変 更 の 理 由	
条 件	
<p style="text-align: right;">八市場承認第 号</p> <p>上のおり承認します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">八戸市長 ㊟</p>	

第62号様式（第83条関係）

市場施設返還届出書

年 月 日	
(あて先) 八戸市長	
届 出 人	
名 称	
氏 名 (代表者) ㊟	
八戸市中央卸売市場条例施行規則第83条の規定により、次のとおり届け出ます。	
返 還 す る 施 設	種 類
	位 置
	面積及び数量
	返還の理由

第63号様式（第89条関係）

使用料減免申請（決定）書

年 月 日
（あて先）八戸市長 八戸市中央卸売市場 名 称 氏 名（代表者） ㊟
八戸市中央卸売市場条例第77条の規定により、次のとおり申請します。
使用料の種類
納付すべき使用料
減免を受けようとする期間 年 月 日から 年 月 日まで
減免の金額
減免の理由
備 考
八市場承認第 号 上のとおり決定します。 年 月 日 八戸市長 ㊟

第64号様式（第91条関係）

(表)

60mm	第 号
	立 入 検 査 員 証
	職 名
	氏 名
	(年 月 日生)
	上記の者は八戸市中央卸売市場条例第78条第1項に規定する立入検査をする職員であることを証する。
	年 月 日
	八戸市長 印
	90mm

(裏)

- 1 この証明書は、八戸市中央卸売市場条例第78条第1項の立入検査をする検査員に交付する。
- 2 立入検査をするときは、この証明書を携帯し関係人に提示しなければならない。
- 3 この証明書は、他人に貸与してはならない。